

助 成 金 情 報

助成金の名前	中小企業雇用創出助成金		
一言説明	新分野進出等で社員を採用した会社に対して支給される		
受給見込み金額	6ヶ月の給与×1/4×8人分	お奨め度	

もう少し詳しい説明

受給要件	<p>創業又は新分野進出にあたり、300万円以上の設備投資をする会社が「改善計画」の認定を受け 計画認定日から1年以内に労働者を雇い入れた場合 それぞれの労働者の6ヶ月分の賃金の1/4を最高8人まで支給する</p> <p>「300万円以上の設備投資」には、家賃1年分を含みます。リース等で購入した場合は、3年間で支払う金額が対象となります。</p> <p>この助成金をめぐる不正受給が多発しており、かなり厳しい審査を受けることとなります。また、支給申請に当たり、当所で代行した場合でも、審査日にご同行いただかなければなりません(他の助成金は同行いただくことはほとんどありません)。</p> <p>上記「改善計画」に併せて、就業規則の作成や求人情報誌への掲載料、採用パンフレットの作成等の費用に対し、1/3が支給される制度もあります。</p> <p>同様の仕組みで、高度人材の雇い入れに伴う助成金もあります。</p> <p>受給の困難さから説明は割愛いたしますが、「課長級」の人材を採用する、「資格者」(弁護士・弁理士・中小企業診断士・社労士)を採用する場合、<u>内定前</u>にご相談ください。</p>
受給できる金額	6ヶ月の給与×1/4×8人分 他
必要な手続き	改善計画、支給申請
解雇による制限	なし ・ <u>あり</u> (6ヶ月 <u>その他</u> 前後6ヶ月)

この情報はわかりやすく伝えるため、詳細な条件については省略していますので、その都度ご確認ください。また、その確認の結果、受給の可能性の判断まではできませんが、確実なものがないことをご了承ください。